

令和6年6月6日  
消費者庁表示対策課

## 繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案に関する意見募集について

### 1 意見募集の対象

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案（以下「繊維告示案」といいます。）

### 2 意見募集の趣旨

令和6年8月に「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に関する日本産業規格（JIS L0001（以下「JIS」といいます。））の改正が行われる見込みであることを踏まえ、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条第1項の規定に基づき定められた繊維製品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第4号）の繊維製品に表示すべき事項に関し、JISを引用している箇所の規定について、所要の改正を行います。

このため、繊維告示案を別紙1のとおり作成いたしました（繊維告示案の概要は、別紙2を御参照ください。）。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、繊維告示案作成の参考とさせていただきます。

### 3 意見募集期間

令和6年6月6日（木）から同年7月8日（月）まで（郵送の場合は同日必着）

### 4 意見の提出方法

以下の事項を記載し、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、電話での受付はできませんので御了承ください。

- 【1】 氏名（法人その他の団体にあつては名称／部署名等）
- 【2】 職業（法人その他の団体にあつては業種）[任意]
- 【3】 住所
- 【4】 電話番号

【5】 電子メールアドレス（お持ちの場合）

【6】 御意見及びその理由

※ 御意見が600字を超える場合、その内容の要旨を添付してくださいませうお願いいたします。

※ 郵送で御提出の場合、別途様式を用意しておりますが、【1】～【6】の項目が記載されていれば他の様式を用いての御提出も可能です。

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）

（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の意見提出フォームから御提出ください。

（2）電子メールの場合

E-mail：[i.kahyoho@caa.go.jp](mailto:i.kahyoho@caa.go.jp)宛て

※ 電子メール件名を「家庭用品品質表示法関連の告示案について」としてください。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁表示対策課 家庭用品品質表示法関連の告示案意見募集担当 宛て

※ 封筒表面に「家庭用品品質表示法関連の告示案について」と朱書きしてください。

## 5 注意事項

- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。
- 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、その旨御了承願います。
- 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- 電子メールでの御意見は、テキスト形式の電子メールによる御意見だけを受

理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された御意見は受理しかねますので、その旨御了承願います。

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁表示対策課

電 話 : 03 (3507) 9205

ホームページ : <https://www.caa.go.jp/>